

議案第 11 号

土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

令和 6 年 3 月 6 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

宅地造成等規制法を改正する宅地造成及び特定盛土等規制法が令和 5 年 5 月 26 日に施行されたことに伴い、当該法律が本町の土砂埋立て等の規制に関する条例の内容を包含するものとなっているため、この条例案を提出するものです。

土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

土砂埋立て等の規制に関する条例（平成30年条例第31号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた廃止前の土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第14条第2項の規定による許可又は変更許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に旧条例第8条の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の許可を受ける者に関する旧条例第10条第3項、第13条第1項、第14条第5項、第15条から第22条まで、第23条（休止に係る部分を除く。）、第24条、第25条第1項、第3項から第5項まで、並びに第26条から第33条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第25条第1項、第3項から第5項まで、並びに第26条第1項の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該許可に係る土砂埋立て等を2月以上休止する者にあつては、当該休止をする日から起算して2月を経過する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか早い日までの間）は、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にされた旧条例第25条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第13条第1項第4号及び第5号、第20条第3項、第30条第1項並びに第31条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為並びに前第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。